

アジア文化芸術ネットワーク強化助成 申請要領

令和 9 年度用 [Q-NWA 2027]



JAPAN FOUNDATION
国際交流基金

1 趣旨・目的

国際交流基金（以下「JF」という。）は、日本 ASEAN 友好協力 50 周年（2023 年）を契機に、日本と ASEAN の次世代の交流促進と人材育成を目的とする包括的な人的交流事業「次世代共創パートナーシップ－文化の WA2.0－」（以下、「文化の WA2.0」という）を、2033 年度にかけて集中的に実施します。

国際交流基金 - 次世代共創パートナーシップ - 文化の WA2.0 -

<https://www.jpf.go.jp/j/project/special/bunkanowa2/index.html>

この取組において、日 ASEAN 間の人的交流を推し進めるべく、以下 5 つの目的を達成するための事業を実施・支援します。

- ・ 日 ASEAN 間における将来にわたる強固な信頼関係の構築
- ・ 多層的な人的ネットワークの強化
- ・ 共通課題解決に向けた協働
- ・ 懸け橋となる次世代人材の育成
- ・ 多文化共生社会の発展への貢献

上記を踏まえ、「アジア文化芸術ネットワーク強化助成」は、日本と ASEAN 諸国において、文化芸術分野の人材育成・人的交流を促進する事業を実施する日本国内の団体を対象に、経費の一部を助成します。

2 対象事業

(1) 事業内容

文化芸術分野（美術、舞台芸術、音楽、文芸、映像、生活文化、スポーツ等）の、日本と ASEAN の専門家・専門機関（以下、「専門家等」）が中心となって実施される、次世代人材育成とそれに資するネットワーク強化事業が対象です。具体的には、会議・シンポジウム、レクチャー・ワークショップ、共同制作、共同調査・研究及びそれらの成果発信（展覧会、公演、上映、出版、配信等）が対象になります。**事業実施過程において、交流や協働を通じた次世代人材育成、関係者間のネットワーク強化の側面が含まれていることが必要です。**事業の実施地は日本国内外を問わず、また日本と ASEAN を中心とした多国間交流事業も対象とします。

(2) 事業実施期間

2027 年 5 月 1 日以降に開始し、2028 年 3 月 31 日までに終了するプロジェクトを対象とします。

(3) 対象となる事業の例

- ・ 次世代人材育成を目的とし、日本と ASEAN の人材交流や協働を通じて企画・調査・制作された展覧会、公演等

- ・ 次世代人材育成を目的としたネットワーキング会議やシンポジウム、フィールドトリップ、フェスティバルへの参加等
- ・ アーティストインレジデンスを通じた専門家等の交流・協働事業
- ・ 国境を越えた共通課題に先進的に取り組む専門家等による、次世代育成を目的としたレクチャー・ワークショップ等
- ・ 美術館、ギャラリー、アーツスペース、劇場、映画館、出版社、フェスティバル等、あるいは専門家同士の人材育成、ネットワーク強化に資する調査、及びその成果発信
- ・ 日本と ASEAN の若手批評家や研究者を対象に、専門家によるワークショップを交えつつ、共同で芸術批評や文化研究を行う事業

(4) 対象としない事業

- ・ 相互交流や協働の要素が認められないもの
- ・ 日本語教育、日本研究を主目的とするもの
- ・ 自然科学分野の学術研究
- ・ 営利を主目的とする事業
- ・ 宗教的又は政治的な目的のために利用される事業
- ・ 特定の主義、主張の普及を直接の目的とする事業

3 申請資格

(1) 申請者の資格

- ア 文化芸術分野で活動しており、日本の法人格を有する団体、又は同団体が中核となる実行委員会であること。
- イ 事業を計画に従い遂行する組織体制を有していること。
- ウ 申請団体名義の国内銀行口座を保持していること。又は助成金の受諾までに開設できること。

(2) 申請資格をもたない機関

- ア 日本国（行政機関等の国家機関）、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）
- イ 国等の設置する教育機関、研究機関その他国等に属する組織・団体、施設等（国等が設立に関与する組織・団体であっても、社団法人や財団法人等、固有の法人格を持つ団体は含まない）
- ウ 外国政府（省庁等の行政機関）及び外国政府の在外公館
- エ 日本国が資金を拠出している国際機関
- オ 「独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 27 年度規程第 52 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める反社会的勢力とみなされる団体

(3) 注意点

- ア 申請は、1 プロジェクトに対し 1 団体が代表して行うこととしてください。
- イ 日本の他の政府機関（文化庁等）、特殊法人、独立行政法人（日本芸術文化振興会等）、公益財団法人日韓文化交流基金など日本国政府予算を活動の原資とする機関や事業から助成を受ける事業については、本プログラムで助成を受けることはできません。（本プログラムの助成を受ける場合は、これらの機関からの助成金を辞退していただく必要があります。）

4 助成内容

(1) 助成対象項目

下記ア～カの項目の一部を助成します。なお、2027 年 4 月 1 日から、採用後の交付決定通知書にて記載する終了日までには支払われる経費を助成対象とします。

総事業費の 30%以上を JF 以外の資金（自己資金、他の助成金等）により賄うことを条件とし、JF の助成額は総事業費の 70%を上限とします。また、助成額決定後の増額は一切ありません。

ア 謝金（登壇者、指導者謝金等）

イ 旅費（国際交通費、国内長距離交通費、宿泊費）

ウ 会場・機材借料

エ 通訳費・翻訳費

オ 資料・報告書・広報資料等作成費

カ 荷物輸送費

(2) 注意点

- ・ 別紙「助成対象経費一覧」を必ずご確認のうえ、申請を行ってください。
- ・ いずれの助成対象項目も、助成申請時に提出された予算書、見積書、及び JF が定める基準に基づいて助成額を決定します。
- ・ 予算書に記載する全ての費目について、費目ごとに内訳（費目名、単価、数量等）を記載してください。また、助成を申請する費目については、実際に支出する見込みがある相手方又はその同業者が発行した見積書を必ず添付し、各費目と対応づけてください。ただし、謝金については、その性質上見積書の取得が困難な場合は、単価の根拠となる書類を添付してください。申請時に見積書等が添付されなかった場合や、添付資料から申請金額の根拠が十分に示されなかった項目は、助成対象にはなりません。
- ・ 謝金及び旅費については、原則として日本と ASEAN の参加者に係る費用を対象とします。
- ・ 国際航空賃、国内航空賃は、エコノミークラス割引運賃を上限とします。申請者が自己資金等を追加してビジネスクラスを利用する場合でも、助成額の上限はエコノミークラス割引運賃となりますので、申請時にはエコノミークラス割引運賃での見積書を添付し、エコノミークラス割引運賃の範囲で助成申請額を設定してください。鉄道においても、乗車券及び指定席特急券の運賃を上限とし、グリーン車を利用する場合は自己資金等で負担してください。

(3) 支給方法

助成金の振込先となる申請団体名と同一名義の銀行口座が必要です。**個人口座に助成金を振り込むことはできませんのでご注意ください。**

(4) 助成金の支払

- ・ 事業の終了後、適正な報告書を JF で受理、確認した後に支払います。報告書提出時には、助成金から支出された全ての経費について、領収書等、適正な支払証拠書類の提出が必要となります。会計報告書とともに適正な支払証拠書類が提出されない場合は、当該部分について助成金額を減額します。
- ・ 最終的な助成金額は、実際に発生した費用を超えることはありません。実際に発生した費用若しくは適正な支払証拠書類の提出があった金額の合計額が助成決定額を下回る場合、又は事業予算の縮小等で総事業費の 70%を超える場合は、助成額を減額します。

(5) 助成金の支払（前払い希望の場合）

採用決定後、助成対象者から所定の様式による「中間事業計画承認願」及び「助成金支払申請書

（一部前払い）」の提出をもって、交付決定額の 70%を上限として支払います。

5 申請手続

(1) 申請方法（国内公募）

以下に挙げる申請書類を、下記(2)まで提出してください。

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 予算書 ※Excel ファイルのまま提出してください。

エ 申請団体の約款・規約等（様式自由）

(2) 提出先

申請書類の受付は、「国際交流基金公募申請サイト」で行います。ダウンロードした申請書及び添付書類に必要事項を入力後、電子データを締切日時までに公募申請サイトにアップロードしてください。申請締切は日本時間で設定されていますので、時差に注意して余裕をもって申請してください。

(3) 締切：2026 年 12 月 1 日（火） 13 時（日本時間）

6 審査・結果通知

(1) 選考方針

提出された申請書類に基づき主に以下のような観点から総合的に審査をし、採否を決定します。

ア 助成プログラムの趣旨との整合性（日本と ASEAN 諸国における次世代人材育成への寄与、継続的なネットワークの強化等）

イ 事業計画の内容・質（目的、達成目標、及び実施方法の明確性、テーマや内容の独自性や専門性、新規性等）

ウ 実現可能性（準備状況、事業実施体制、スケジュールの妥当性、活動実績）

エ 成果の発信・還元性（事業の成果を広く発信・還元できるか）

オ 発展性・継続性（将来に向けた新たな事業への展開や交流・ネットワークの拡大可能性等）

カ 予算計画の妥当性（申請者・他団体の費用負担の適切性、各費用の単価や支出費目の設定等）

(2) 次に掲げるような事業は、審査の際に優先順位が低くなります。

ア 将来に向けた事業の新たな展開や発展の可能性が認められず、同じ参加者による同じ内容の事業が繰り返し実施されるもの

イ 友好親善の側面が強いもの

ウ 全体の計画において日本と ASEAN 以外の国の個人・団体の関与の割合が高いもの

(3) 審査方法

書面審査。必要に応じ、追加説明を求めることがあります。

(4) 結果通知

2027 年 4 月下旬

(5) 採否理由等についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

7 同意事項

本プログラムに申請した者は、以下の事項に同意したものとみなします。

(1) 法令遵守

JF の助成事業は、JF の関係法令（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）を含む。）及び規程に従って実施されます。なお、補助金の受給や使用に関する不正行為があったときは、補助金の交付取消や返還命令（加算金を含む。）、その他一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が課されることがあります。

(2) 連続助成の制限について

JF では、過去 3 年間にわたって連続して同じプログラムで助成した団体については、4 年目の助成を控えることを原則とします。これは、JF 事業の受益者が固定化することを避け、より多くの方への支援の機会を設けるためです。ただし、継続すべき強い理由があると JF が判断する場合はこの限りではありません。なお、ある年度においてこの原則が適用されて採用されなかった団体がその翌年度に申請することは可能であり、また審査において優先度が低くなることはありません。

(3) 助成対象者の義務

ア 助成対象事業のウェブサイト、カタログ、ポスター、チラシ等の広報資料、及び成果物としての出版物や各種コンテンツ等には、JF の助成を受けた旨を明記し、所定のロゴマークをご掲載ください。

イ また、広報資料及び成果物につき、別途指定する数量を JF にご寄贈ください。

ウ **助成対象期間の終了後 2 か月以内**に、実施された事業の概要と成果及び収支内容について、所定の様式による報告書を作成し提出してください。

(4) 事業に関する情報の公開

ア 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は原則開示されます。

イ また、採用された場合、プロジェクト名、助成先団体名、同団体代表者及び事業担当者の氏名・肩書き、プロジェクト概要、助成対象期間、助成金額の情報は、JF の年報、事業実績、ウェブサイト等において公表されます。

(5) 個人情報の取扱い

ア 適用法の遵守

JF は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）（以下「法」という。）及び関連する政省令並びに個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU 一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令（以下「中国法」という。）、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取組（プライバシーポリシー）については、以下のウェブサイトをご覧ください。

（法関連）（和）<https://www.jpfr.go.jp/j/privacy> （英）<https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/>

（GDPR 関連）<https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/index.html#gdpr>

（中国法関連）https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

イ 個人情報の取得

JF は、申請者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等を通じて、以下の個人情報（以下「個人情報」という。）を取得することがあります。また、JF は、一般に公開され

たウェブサイトを通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、永住権、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号（携帯電話を含む）、FAX 番号、E メールアドレス、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

ウ 【申請者の経歴や能力に関する情報】履歴書（学歴及び職歴を含む。）、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

エ 個人情報の利用目的・利用期間

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的（以下「本件利用目的」という。）のために利用します。

(イ) 申請者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF の事業の適正かつ円滑な運営のために、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 事業の策定に利用されます。

(ウ) (イ) の情報に加え、申請者の連絡先（住所、E メールアドレス、電話番号）は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 事業についてのご連絡、今後の JF 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

(エ) JF は、本件利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。

オ 個人情報の提供

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

- a 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）
- b 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
- c 報道機関や他団体（事業の広報のため）
- d その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

(イ) JF は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合、かつ、その利用に相当な理由のある場合、申請者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、本件利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

カ 個人情報の越境移転

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、本件利用目的のため、JF 本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

(イ) 前項に定める場合のほか、JF は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、申請者から取得した個人情報を、本件利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

キ 個人情報の安全管理

JF は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、申請者の個人情報に対する不正アクセスや

漏えいの防止に努めます。

ク 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

ケ 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、JF における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

コ 事業関係者の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～クの取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いいたします。

サ 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「8 問い合わせ先」記載の連絡先にお寄せください。

シ 同意の撤回

申請者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

(6) 海外での事業実施上の安全確保について

ア 感染症の流行状況等により、関係当局が発する規制や指示等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、JF は、交付決定を行った後であっても、やむを得ず、中止または決定内容を変更したり、海外派遣に一定の条件を付したりする場合があります。

イ 海外での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。

※ 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

ウ 海外に渡航する際は「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。

※ 「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

8 問い合わせ先

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ

国際交流基金 文化事業部 人物交流チーム

メールアドレス：qnarts@jpf.go.jp

別紙 助成対象経費一覧

項目	助成対象	助成対象外
謝金（登壇者、指導者謝金等）	会議・シンポジウム、レクチャー・ワークショップ等交流事業の登壇者・出演者への謝金 指導者謝金（※） コーディネーター謝金（※） 会場設営・運営スタッフ謝金 原稿執筆謝金 ※指導者謝金及びコーディネーター謝金については、予算書の費目欄又は補足欄において、その役割・業務内容を簡潔に記載。	左記以外の謝金 申請団体代表者、事業担当責任者、経理責任者への謝金・人件費
旅費（国際交通費、国内長距離交通費、宿泊費）	国際交通費（空・陸・水路による国際移動に要する運賃） 国際航空賃に付随する以下費用 ・燃油特別付加運賃 ・航空保険特別料金 ・空港税 ・国際観光旅客税、 ・発券手数料（ただし、パッケージツアーの企画料に類する経費は助成対象外） 航空賃はエコノミークラス割引運賃が上限 国内長距離交通費（国内航空賃、新幹線及び特急列車運賃。移動距離 50 キロ以上） 借り上げ車両代（行程表の提出必須。利用の必要性が認められるものに限り、移動距離は問わない） 宿泊費、宿泊手配の手数料	都度払いとなるタクシー代、ガソリン代、駐車場代、高速道路使用料等 事業実施地における日常的な移動費（空港アクセス、会場間移動等。原則として移動距離 50 キロ未満の交通費） 周遊機能を持つチケット（例：JAPAN RAIL PASS）、定期券、回数券等 鉄道のグリーン料金 査証（ビザ）費用及び取得手数料 旅行保険料 事業実施に必要な日数を超えた宿泊費 アーリーチェックイン、レイトチェックアウト 個人的事情による変更・取消料（自然災害、感染症、傷病その他やむを得ない事由による場合を除く） 日当・宿泊手当
会場・機材借料	場所・機材等を一時的に使用（レンタル）するための費用	機材購入費、消耗品購入費等、購入費全て 申請団体が所有するものの借料 飲食代（レセプション費用、昼食代、茶菓代等） 会場施工費・造作費 会場設営・運営に係る業務委託費 DCP 等上映素材制作費、上映権料
通訳費・翻訳費	通訳・翻訳に係る経費（個人への謝金及び法人・団体等への委託費を含む）	

資料・報告書・ 広報資料等作成 費	配布資料、カタログ、ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、会議での発表資料等を作成する際のデザイン費・編集費（字幕含）・紙媒体への印刷費 記録撮影・編集費	ウェブサイトのデザイン、構築、維持管理費用 広告等、外部メディアへの出稿費
荷物輸送費	事業実施に必要な荷物（機材、道具、大型楽器等）に付随する以下の費用 ・輸送費（梱包に係る費用、通関費用、必要な倉庫保管料を含む） ・事業参加者の渡航に伴う超過手荷物料金 ・借上げ車両代 ・大型楽器の運搬のための航空運賃	ATA カルネ取得料 貨物保険料

予算書に記載できない経費

- ・ 事務所の維持費・管理運営費（事務所賃料、電話代、職員給与等）
- ・ 団体の財産となるものの購入費（事務機器、什器、その他活動終了後、団体または個人の所有物となるもの等）
- ・ その他（個人への記念品代、予備費・雑費等使途が曖昧な経費、その他 JF が不適切と認める費用）